

# 東郷セントラル地区事業者募集要項

平成25年4月22日

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会

東 郷 町

## 目 次

<b>1 募集の趣旨</b> .....	1
<b>2 募集の概要</b> .....	1
(1)募集の名称.....	1
(2)募集者.....	1
(3)募集案内の方法.....	1
<b>3 対象地の概要</b> .....	1
(1)所在地.....	1
(2)街区の面積・形状.....	2
(3)土地利用規制(都市計画).....	2
(4)上位・関連計画の位置づけ.....	2
<b>4 実施スケジュール</b> .....	3
(1)募集要項の公表から事業予定者等決定まで.....	3
(2)事業予定者等の決定から土地の引渡しまで.....	3
<b>5 応募資格</b> .....	4
<b>6 応募手続き</b> .....	5
(1)参加表明書の提出.....	5
(2)質問及び回答.....	5
(3)事業提案書の提出.....	6
<b>7 応募に関する注意事項</b> .....	7
(1)複数提案の禁止.....	7
(2)応募費用の負担.....	7
(3)応募書類の取扱い.....	7
(4)失格.....	7
(5)募集者が提供する資料の取扱い.....	7
<b>8 出店計画の条件</b> .....	8
(1)事業コンセプト.....	8
(2)対象地の特性に応じた土地利用計画.....	8

(3)交通広場の設置 .....	8
(4)バス交通の利用促進 .....	8
(5)自動車交通の円滑な処理 .....	8
(6)歩行者・自転車交通の利用促進と安全性確保 .....	9
(7)エネルギー負荷を軽減するための工夫 .....	9
(8)風、みどり、水を生かした環境配慮 .....	9
(9)周辺と調和した良好な景観形成 .....	9
(10)防災、防犯対策 .....	9
(11)地域への協力・貢献 .....	9
(12)東郷町への協力・貢献 .....	9
(13)土地区画整理事業への協力・貢献 .....	10
(14)提案内容の実施の確実性 .....	10
(15)施設運営の安定性、継続性 .....	10
(16)その他 .....	10
<b>9 土地の売却等の条件 .....</b>	<b>11</b>
(1)土地の売却について .....	11
(2)土地の用途の条件 .....	12
<b>10 審査・選定 .....</b>	<b>13</b>
(1)審査項目・配点 .....	13
(2)プレゼンテーション .....	14
(3)選定結果の通知及び公表 .....	14
(4)事業予定に関する協定 .....	14
(5)事業の中止又は延期 .....	14
様式1-1(単独) 参加表明書 .....	15
様式1-2(グループ) 質疑書 .....	16
様式2 質問書 .....	17
様式3-1 応募申込書 .....	18
様式3-2 構成企業調書 .....	19
様式4 購入予定価格 .....	20

## 1 募集の趣旨

愛知県の都市域のほぼ中央に位置する東郷町では、東郷セントラル地区で土地区画整理事業を実施し、隣接する町役場周辺の公共公益施設との連携により、『まちの中心核』の形成を目指しています。

このため、東郷セントラル地区の土地区画整理事業施行予定地区の利便施設集約ゾーンにおいて、『まちの中心核』としてふさわしい、魅力的な利便施設の立地誘導に向け、優れた企画力と実行力を持つ事業者を募集します。

また、東郷セントラル地区は「東郷町のエコまちづくり」の拠点として位置づけられており、公共交通の利用促進に対する取組みや再生可能エネルギーの積極導入など、東郷町のエコまちづくりを先導するような施設の建設・運営ができる事業者を求めます。

## 2 募集の概要

### (1) 募集の名称

東郷セントラル地区事業者募集

### (2) 募集者

募集者：東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町

事務局：東郷町経済建設部都市計画課（担当：近藤、竹内、市川）

住所：〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話：0561-38-3111（内線 2232、2233） FAX：0561-38-0066

電子メールアドレス：tgo-tokei@town.aichi-togo.lg.jp

### (3) 募集案内の方法

東郷町ホームページに募集要項を掲載します。

掲載期間：平成 25 年 4 月 22 日（月）～ 平成 25 年 5 月 8 日（水）

## 3 対象地の概要

### (1) 所在地

（仮称）東郷セントラル土地区画整理事業施行予定地区内 利便施設集約ゾーン

住所：東郷町大字春木字伊勢木地内ほか

## (2) 対象地の面積・形状

面積：約 95,000 m<sup>2</sup>

※保留地と仮換地の面積は、今後の換地計画により決定

※仮換地の一部は、今後の換地計画により貸付地となる可能性あり

形状：利便施設集約ゾーンと同一の街区内において計画している調整池（約 9,500 m<sup>2</sup>）は、以下の条件のもと、募集者が認めた場合においては、その形状を変更することができるものとする

※現計画と同等以上の調整池機能が確保されること

※調整池整備にかかる費用の増分（築造費、用地費、支障物件がある場合の移転補償費等）を応募者が負担すること

※支障物件の移転に関する交渉・同意取り付けは応募者が行うこと

## (3) 土地利用規制（都市計画）

用途地域：近隣商業地域（容積率 200%、建ぺい率 80%）及び

第一種住居地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）を予定

地区計画：地区施設（交通広場等）、建築物等に関する事項（壁面の位置の制限、形態・色彩・意匠の制限等）を予定

※どちらも現時点の予定であり、関係機関との協議により、今後変更の可能性あり

## (4) 上位・関連計画の位置づけ

① 第5次東郷町総合計画

② 東郷町都市計画マスタープラン

③ 第2次東郷町環境基本計画

④ 東郷町地域公共交通総合連携計画

⑤ 東郷セントラル地区エコまちづくり計画（中間報告）

⑥ 東郷町地域防災計画

※その他の東郷町に係る計画にも留意すること

#### 4 実施スケジュール

(1) 募集要項の公表から事業予定者等決定まで

募集要項の公表	平成 25 年 4 月 22 日(月)
参加表明書の提出期間	平成 25 年 4 月 22 日(月)～ 5 月 8 日(水)
質問の受付期間	平成 25 年 4 月 22 日(月)～ 5 月 8 日(水)
質問の回答	平成 25 年 5 月 20 日(月)
事業提案書の提出期間	平成 25 年 6 月 19 日(水)～ 6 月 21 日(金)
一次審査結果通知(5 社程度)	平成 25 年 7 月 5 日(金)
プレゼン実施	平成 25 年 7 月 12 日(金)
事業予定者、次点、次々点の決定	平成 25 年 7 月 19 日(金)

※予定につき変更になる場合あり

(2) 事業予定者等の決定から土地の引渡しまで

「事業予定に関する協定書」締結	平成 25 年 8 月以降
事業者の決定	組合設立時(平成 26 年度予定)
土地売買契約	仮換地指定(平成 27 年度以降予定)
土地代金の支払い及び土地の引渡し	提案に基づき協議して決定

## 5 応募資格

応募者は、提案した出店計画に即して、施設整備を行い、長期に渡り継続して運営することができる、十分な経験・信用・資力・運営能力等を有している企業又は企業グループであり、以下の①、②のすべての要件を満たすことが必要です。

### ①次のア又はイに該当する企業又は企業グループ

ア 民法及び商法に基づく法人(土地売買契約時においては「資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)」に基づき設立する特定目的会社及びそれ以外の特定目的会社を含む)

イ アの法人が複数で形成する企業グループ

### ②次のア～キのいずれにも該当しない企業又は企業グループ

ア 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第107条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法の施行による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理の命令を命じられている者

イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による公正手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てが成されている者

オ 直近事業年度の法人税、消費税及び市町村民税に係る徴収金を滞納している者

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(平成22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項の暴力団員、又は同法第2条第2項の暴力団と関係を有する企業又は団体

## 6 応募手続き

### (1) 参加表明書の提出

応募者は参加表明書【様式 1-1(単独の企業の場合)】又は【様式 1-2(企業グループの場合)】に必要事項を記入の上、下記のとおり提出してください。

#### ① 提出期間

平成 25 年 4 月 22 日(月)～ 平成 25 年 5 月 8 日(水)(役場閉庁日を除く)  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### ② 提出場所

東郷町役場経済建設部都市計画課(担当:近藤、竹内、市川)

#### ③ 提出方法

必ず持参してください。郵送、宅配、メール等によるものは受け付けません。

### (2) 質問及び回答

参加表明書を提出した応募者は、募集内容について、質問をすることができます。

#### ① 受付期間

平成 25 年 4 月 22 日(月)～ 平成 25 年 5 月 8 日(水)  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### ② 質問方法

質問がある場合は、【様式2】を問合せ先に電子メールで送信してください。なお、電子メールで送信した際、電話で着信確認をお願いします。

#### ③ 問合せ先

東郷町経済建設部都市計画課(担当:近藤、竹内、市川)  
電話:0561-38-3111(内線 2232、2233)  
電子メールアドレス:tgo-tokei@town.aichi-togo.lg.jp

#### ④ 回答日

平成 25 年 5 月 20 日(月)予定

#### ⑤ 回答方法

質問とそれに対する回答を、参加表明書を提出した応募者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に送信します。

#### ⑥ 回答の取り扱い

質問に対する回答は、募集要項の補足資料とします。

#### ⑦ その他

参加表明書を提出していない事業者からの質問は受け付けません。



### (3)事業提案書の提出

応募者は、事業提案書を作成の上、下記のとおり提出してください。

#### ①提出書類

下記のア～カを左綴じで提出してください。

ア 応募申込書【様式3-1:A4判片面1枚】

イ 構成企業調書(単独で応募する場合は不要)【様式3-2:A4判片面必要枚数】

ウ 企業概要【様式任意:A4判片面1枚】

エ 企画提案書【様式任意:A3判片面枚数任意】

企画提案書には、「8. 出店計画の条件」の(1)～(16)の各項目について、具体的に記述してください。図表、写真、パース等の使用は制限しませんが、動画等の電子媒体によるものは受け付けません。

オ 購入予定価格(㎡あたり単価)【様式4:A4判片面1枚】

カ 過去の類似の事業実績がわかる書類【様式任意:A4判片面3枚まで】

平成20年4月1日以降に営業を開始した事業実績を記載してください。件数は3件までとします。

#### ②提出部数

正1部、副20部(副はアとイについては写しで可)

#### ③提出期間

平成25年6月19日(水)～平成25年6月21日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

#### ④提出場所

東郷町経済建設部都市計画課(担当:近藤、竹内、市川)

#### ⑤提出方法

必ず持参してください。郵送、宅配、メール等によるものは受け付けません。

## 7 応募に関する注意事項

### (1) 複数提案の禁止

応募は1法人企業につき1件、又は1企業グループにつき1件とします。なお、1法人企業が複数の企業グループへの参加を通じて、複数の応募をすることはできません。

### (2) 応募費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

### (3) 応募書類の取扱い

- ① 応募者から提出された書類は返却しません。
- ② 事業予定者に決定した応募者の事業提案書のうち、工企画提案書は公開することがあります。
- ③ 応募に使用する言語は日本語、通貨は円、計量単位は国際単位系(SI)とします。
- ④ 一次審査を通過した事業者以外の名称は、応募者の不利益を考慮して、原則として公表しません。
- ⑤ 事業提案に含まれる特許権、商標権、実用新案権、意匠権等の権利に関する責務は、応募者が負うものとします。

### (4) 失格

参加表明から事業予定者、次点事業者及び次々点事業者の決定までの間に、次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格となります。

- ① 書類を期限までに提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があった場合
- ④ 応募者の構成企業が応募資格を満たさなくなった場合
- ⑤ その他、本募集要項に違反した場合

### (5) 募集者が提供する資料の取扱い

本募集に関して、募集者から提供を受けた書類、図面等のすべての資料は、応募者が本募集の検討のために使用する場合を除き、他の目的で使用することはできません。

## 8 出店計画の条件

本募集は、以下の(1)から(16)を出店計画の条件とし、これに基づき応募者が作成した企画提案書に基づき、企画力や実行力を評価するものとします。

### (1) 事業コンセプト

応募者の出店計画における事業コンセプト(理念、テーマ、整備イメージ等)が、明瞭かつ魅力的であり、本募集の趣旨(まちの中心核の形成、エコまちづくり先導等)に合致していること。

注) 応募者の運営する既存店舗のうち、本出店計画に類似するモデル的な店舗を示したうえで、本出店計画におけるさらなる魅力づけや先進性を示すなど、応募者の企画提案する整備イメージが募集者にわかりやすく伝わるように工夫してください。

### (2) 対象地の特性に応じた土地利用計画

対象地の土地利用計画(ゾーニング)は、近隣商業地域の指定(予定)により大規模集客施設等の立地を許容するAゾーンと、第一種住居地域の指定(予定)により専門店・飲食店や医療・健康施設などの生活利便施設の立地を誘導するBゾーンで構成(別添パンフレットの利便施設集約ゾーン図参照)することを踏まえ、ゾーン毎にそれぞれの位置特性にふさわしい土地利用計画を示すこと。

また、ゾーン毎の土地利用計画を示した上で、それとの比較検討のもとで、AゾーンとBゾーンを一体的(複合的)に利用することにより、さらに魅力的で有効な土地利用の実現が可能となる場合には、一体的利用案を併せて示すこと。

注) Bゾーンの幅は概ね 60mとし、Aゾーンとの境界には、地区施設として、道路又は通路を配置してください。ただし、一体的利用案は、境界となる道路又は通路の配置は必要ありません。

### (3) 交通広場の設置

対象地内に交通広場を設置し、その配置・規模・機能などの計画概要、整備費用の負担、管理の方針を示すこと。

### (4) バス交通の利用促進

交通広場の設置とあわせて、バス交通の利用促進に関する方針を示すこと。(例; コミュニティバス(じゅんかい君)や路線バス(名鉄バス)との連携、応募者のシャトルバスの運行、都市間連絡バスの導入、パーク&バスライドやサイクル&バスライドのサービス提供等)

(5)自動車交通の円滑な処理

自動車交通の発生集中による対象地及び周辺地域への交通影響についての対応方針を示すこと。(例:渋滞対策や交通安全に配慮した自動車の導線計画、付加車線のための用地の提供と整備費用の負担、周辺交通処理についての町や県公安委員会からの協力要請への対応等)

(6)歩行者・自転車交通の利用促進と安全性確保

歩行者・自転車交通の利用促進と安全性確保のための方針を示すこと。(例:安全な歩行者・自転車の導線計画、セットバックによる道路(歩道)と一体となった歩道状空地の確保、自転車道・自転車駐車場の整備等)

(7)エネルギー負荷を軽減するための工夫

エネルギー負荷の軽減、エネルギーの利用効率の向上、再生可能エネルギーの活用等、町のCO<sub>2</sub>排出量の削減を先導する取組み方針を示すこと。(例:建物性能による断熱対策・遮熱対策、太陽エネルギーの利用(発電利用・熱利用)、コージェネレーションシステムの導入等)

また、既存店舗のエネルギー消費量(GJ/m<sup>2</sup>・年)を示したうえで、これと比較したCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を示すこと。

(8)風、みどり、水を生かした環境配慮

風、みどり、水を生かした環境配慮の方針を示すこと。(例:風の道に配慮した建物計画、敷地・建物の緑化、舗装の工夫、春木川沿いの環境配慮等)

(9)周辺と調和した良好な景観形成

周辺の住宅市街地や農地との調和に配慮した景観形成の方針を示すこと。(例:建物・外構・屋外広告物の意匠や色彩、造形状等)

(10)防災、防犯対策

防災、防犯対策についての方針を示すこと。(例:防災応援協定、防犯システム等)

(11)地域への協力・貢献

地域社会への協力・貢献についての方針を示すこと。(例:地域住民の雇用、地域事業者の活用、テナントの商工会への加入など地元商工会との連携、エリアマネジメントや地域活動への参加・支援、地産地消、住民・大学・行政等との連携等)

(12) 土地区画整理事業への協力・貢献

土地区画整理事業の運営に対して協力・貢献できる内容を示すこと。(例: 東郷セントラル地区全体のまちづくりに対する貢献、土地代金の支払い方法・時期等)

(13) 東郷町への協力・貢献

まちづくりのパートナーとして東郷町に協力・貢献できる内容を示すこと。(例: 各種タウンマネジメントの運営協力等)

(14) 提案内容の実施の確実性

提案内容が確実に実施されることが極めて重要であり、平成 15 年4月1日以降に実施された大規模集客施設に係る事業者募集機会(プロポ、コンペ、入札等)において、応募者が事業者又は事業予定者として選定されたすべての実績と、その後の営業状況(開設していない場合はその理由)を示すこと。

実績: 募集の名称、対象地、事業予定者として選定された年月等

営業状況: 開設した年月、施設面積、平成 24 年度の同施設の売上高等

開設していない場合の理由: 準備中、撤回、凍結等の状況及び理由

(15) 施設運営の安定性、継続性

施設運営の継続性が極めて重要であり、施設の開設後の撤退又は業態変更のリスクに関する応募者の考え方を示すこと

過去の運営実績(撤退、業態変更の有無)

予定業種・施設運営方式、施設の売上高、施設修繕計画等の計画の具体性等

(16) その他

その他、応募者のPRポイントを示すこと。(例: オリジナリティ、話題性等)

注) 上記の(1)から(16)の出店計画の条件に対する企画提案は、対象地である利便施設集約ゾーンだけでなく、これと連携して東郷セントラル地区全体や東郷町全体のまちづくりに貢献するものについても評価します。

## 9 土地の売却等の条件

### (1) 土地の売却について

本募集は、対象地全体(約 95,000 m<sup>2</sup>)を一括して売却する予定です。

対象地の土地は、保留地と仮換地により構成されます。

なお、保留地と仮換地の指定状況により、対象地の土地の一部については、仮換地の貸付となる場合があります。貸付が生じた場合の取扱いについては、別途協議して定めます。

#### ①売却価格

売却価格は以下に示す最低制限価格以上とし、応募者から購入予定価格の提示を求めます。

**最低制限価格: 120,000 円/m<sup>2</sup>(約 396,000 円/坪)**

#### ②売却価格の変更

事業予定者の決定から売買契約締結までに、相当の期間を要した場合は、周辺の地価の変動状況に応じて、売買契約締結時に価格の変更協議ができるものとします。

ただし、原則として、事業予定者から提示された購入予定価格を下回る変更は行いません。

#### ③保留地の売買

保留地は、土地区画整理組合設立後に定める「(仮称)保留地処分規程」に基づき、土地区画整理組合と売買契約を締結していただく予定です。

#### ④仮換地の売買

仮換地は、従前の宅地の所有者と売買契約を締結していただく予定です。

#### ⑤土地代金の支払い及び土地の引渡し

応募者の提案に基づき、協議して定めます。

#### ⑥所有権移転登記

保留地の所有権移転登記は、土地区画整理事業の換地処分の公告の日以降になります。また、仮換地についての所有権移転登記は、従前の宅地の所有者との売買契約締結後となります。なお、所有権移転に要する費用はすべて事業予定者の負担とします。

## (2) 土地の用途の条件

対象地区の土地の用途は、事業提案書の内容に基づき、(仮称)東郷セントラル土地区画整理組合と事業予定者が協議して、売買契約締結時に定めます。

### ① 指定した用途に供すべき期間

保留地及び仮換地の売買契約締結後 30 年間は、売買契約締結時に定めた用途以外の土地利用をすることはできません。

### ② 第三者への譲渡の制限

土地の全部又は一部を包括承継人以外の者に譲渡し、賃貸し、その他権原を取得させる場合は、(仮称)東郷セントラル土地区画整理組合と協議して承認を得るものとします。

## 10 審査・選定

審査・選定は、募集者が設置する選定会議が行います。審査方法は、応募者から提出された事業提案書に基づき一次審査(書類審査)を行い、上位5社程度を選定します。

次に、一次審査(書類審査)の通過者による二次審査(プレゼンテーション)を実施し、一次審査と二次審査の合計得点の高い順に、事業予定者、次点事業者及び次々点事業者を決定します。なお、選定会議は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じません。

### (1) 審査項目・視点

審査基準は、以下の審査項目、配点とします。

審査の視点は、本募集要項の「8 出店計画の条件」の内容(要求事項等)に基づき、企画力に優れ、実行力の高いと判断できる提案を高く評価します。

審査項目	一次審査配点	二次審査配点
<b>A 事業コンセプト</b>	<b>50</b>	<b>25</b>
<b>B 土地利用計画</b>	<b>50</b>	<b>25</b>
<b>C 交通計画</b>	<b>100</b>	<b>25</b>
(交通広場の設置)	(25)	
(バス交通の利用促進)	(25)	
(自動車交通の円滑な処理)	(25)	
(歩行者・自転車交通の利用促進と安全性確保)	(25)	
<b>D 環境・景観配慮</b>	<b>75</b>	<b>25</b>
(エネルギー負荷を提言するための工夫)	(25)	
(風・みどり・水を生かした環境配慮)	(25)	
(周辺と調和した良好な景観形成)	(25)	
<b>E 地域貢献</b>	<b>100</b>	<b>25</b>
(防災、防犯対策)	(25)	
(地域への協力・貢献)	(25)	
(土地区画整理事業への協力・貢献)	(25)	
(東郷町への協力・貢献)	(25)	
<b>F 事業計画</b>	<b>50</b>	<b>25</b>
(提案内容の実施の確実性)	(25)	
(施設運営の安定性、継続性)	(25)	
<b>G その他</b>	<b>25</b>	<b>25</b>
<b>H 購入予定価格</b>	$50 \times (\text{購入予定価格} / \text{最低制限価格} - 1)$	—
合計	<b>450+価格点</b>	<b>175</b>



(2)一次審査結果の通知

一次審査の結果は、応募者全員に通知文により連絡します。なお、選定についての質問や異議には一切応じません。

一次審査通過者は、通知文を受領したことを事務局担当に電話で連絡してください。

(3)プレゼンテーション

事業提案書の内容を補うため、一次審査を通過した応募者ごとに45分程度のプレゼンテーション(説明30分、質疑15分)を実施します。

ただし、土地利用計画を2案(ゾーン毎の土地利用計画と一体的利用の土地利用計画)提示した場合には、55分程度(説明40分、質疑15分)とします。

実施の詳細な日時については、別途、応募者に連絡します。

(4)選定結果の通知及び公表

事業予定者、次点事業者及び次々点事業者の決定後、選定結果は二次審査参加者全員に通知文により連絡します。なお、選定についての質問や異議には一切応じません。

事業予定者、次点事業者及び次々点事業者は、東郷町ホームページに掲載し、公表します。

(5)事業予定に関する協定

事業予定者の決定後、募集者と事業予定者との間で、「事業予定に関する協定書」を締結するものとします。なお、事業予定者との協議が不調に終わった場合は、次点事業者と協議させていただきます。さらに、次点事業者との協議が不調に終わった場合は、次々点事業者と協議させていただきます。

(6)事業の中止又は延期

募集者は、事業予定者の決定後に、不測の事態により、本事業を中止又は延期することがあります。

この場合、募集者と事業予定者が負担した費用は、各自の負担とし、相互に請求しないものとします。また、間接被害、結果被害の予見の有無にかかわらず生じた損害と逸失利益は免責とします。

様式1-1(単独)

平成 年 月 日

## 参加表明書

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町 御中

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
役 職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者 氏 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E -mail \_\_\_\_\_

東郷セントラル地区事業者募集要項に基づき、参加表明します。

## 参加表明書

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町 御中

住 所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 役 職 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 担当者 氏 名 \_\_\_\_\_  
 所 属 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 F A X \_\_\_\_\_  
 E -mail \_\_\_\_\_

東郷セントラル地区事業者募集要項に基づき、以下の構成企業による \_\_\_\_\_ グループとして参加することを表明します。なお、どの構成企業も、他のグループの構成企業として参加しないことを誓約します。

### 【構成企業】

		社 名	住 所
1	代表企業		
2	構成企業		
3	構成企業		
4	構成企業		
5	構成企業		

様式2

平成 年 月 日

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町 御中

### 質問書

質問の主旨	質問の内容

上記のとおり、東郷セントラル地区事業者募集について、質問します。

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
役 職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
担当者 氏 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

なお、質問欄が不足する場合は、適宜枠を増やしてください。

様式3-1

平成 年 月 日

## 応募申込書

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町 御中

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
役 職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者 氏 名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E -mail \_\_\_\_\_

東郷セントラル地区事業者募集要項に基づき、事業提案書を提出します。

構成企業調書

代表企業	
住 所 商号又は名称 代 表 者 担当者 氏 名 所 属 所在地 電 話 E-mail	印     F A X
構成企業	
住 所 商号又は名称 代 表 者 担当者 氏 名 所 属 所在地 電 話 E-mail	印     F A X
住 所 商号又は名称 代 表 者 担当者 氏 名 所 属 所在地 電 話 E-mail	印     F A X
住 所 商号又は名称 代 表 者 担当者 氏 名 所 属 所在地 電 話 E-mail	印     F A X

記入欄が足りない場合は、本様式の枚数を追加してください。

様式4

平成 年 月 日

### 購入予定価格

東郷セントラル土地区画整理組合発起人会、東郷町 御中

売買価格(m<sup>2</sup>あたり)

十	万	千	百	十	円

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印